

人権と労働、多様性の尊重

基本方針

グローバルに事業活動を展開する私たちにとって、人権の尊重・配慮は重要課題であると考えています。この重要な課題に対応するため、私たちの経営理念の1つである「責任ある企業市民として、地域、社会に貢献する」に基づき、個人の人権の尊重、児童労働や強制労働の排除、人種・性別・言語・国籍・宗教・身体的ハンディキャップ・信条による差別の禁止など、人権や労働に関する国際規範や、労働者の権利や労働時間などに関する各国の法令を遵守します。自らの事業活動において生じる人権への影響に対処することにより、人権尊重を促進する責任を果たして参ります。

人権の尊重

私たちは、国際規範によって定められた人権を尊重し、これを侵害しません。また、基本的人権を尊重し、互いの人格、個性などの多様性を認め合う職場、各種ハラスメントのない職場づくりを推進します。

雇用と職業の差別撤廃

私たちは、グローバルな雇用において、人種・性別・言語・国籍・宗教・身体的ハンディキャップ・信条などによる差別を行いません。また、労働者の機会均等を確保し、能力に応じて公正に処遇します。

適正な労働条件の維持

私たちは各国の法令に基づき、労働時間や賃金などの労働条件を定め、適正に運用します。サプライチェーン上で、外国人労働者・実習生・研修生等の受入れを行っている場合、社会的・経済的地位が低いこと等により、受け入れ制度の趣旨に反する行為が行われないう、当該国の労働関係法令を遵守します。

児童労働の排除

私たちは、事業活動における全ての段階で児童労働を排除します。「児童の権利に関する条約」の4つの柱である子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を尊重します。

強制労働の排除

私たちは、事業活動における全ての段階で現代奴隷および人身売買が発生しない為の取組みに尽力します。